

請願



請願について

市政等について意見や要望のある方は、請願書を市議会に提出することができます。

市議会に提出された請願書は、定例会（三月、六月、九月、十二月の年四回）会期中に開催される所管の常任委員会で審査され、その後本会議で採択か不採択かの結論を出します。その結果については、請願者（代表者）に通知します。また、採択された請願書については、市長など関係機関に送付されます。

議会の審議に際して、請願者（代表者）の住所、氏名、団体名等が記載された請願文書表を作成し、議員等に配布するほか、一般にも公開され、会議録にも掲載されます。

提出について

一、件名及び請願の趣旨を書いてください。

内容が福祉、教育、土木など多種類にわたる場合は、審査の都合上、別々の請願書として提出してください。

二、提出年月日、請願者の住所（法人の場合はその所在地及び名称）を記載し、請願者（法人の場合は代表者）が署名または記名してください。

また、請願者が多数の場合は、請願代表者を定め、ほか〇名とし、署名簿をつけてください。

なお、氏名が記名（ゴム印やワープロ等）の場合は、押印が必要となりますので注意してください。

三、請願書は一人以上の紹介議員（川越市議会議員）の署名または記名・押印が必要です。

請願書を提出する前に全ての党派等に対し、その旨の説明をお願いいたします。

四、請願の参考として、必要により意見書の案文や図面等を添付してください。

五、請願書はいつでも受け付けていますが、本市議会では定例会開会后、議案質疑の最終日（開会日から四日前後）までに提出されたものをその定例会で審議します。それ以降提出されたものについては、次の定例会で審議します。

なお、提出される用紙のサイズは、事務処理上なるべくA4判でお願いいたします。

〈提出された請願書〉

請願第4号 提出者 仲 裕 志 ほか 265名

土地区画整理事業区域での総合設計制度適用除外を求める請願書

川越駅西口（第一工区）土地区画整理事業区域において、総合設計制度を利用した地上26階建て超高層マンションが計画されております。総合設計制度を利用して、区域計画との整合等に支障ある建築物が唐突に建築されれば、都市計画としての土地区画整理事業は、否定されてしまいます。川越駅西口土地区画整理事業は、多くの土地所有者から土地を減歩してもらい、多額の市費と年月をかけ、土地所有者などから意見を聞き、一緒にまちづくりを計画し施行されたものであります。土地区画整理事業の精神に鑑み、土地区画整理事業（施工済、施工中、決定済）の区域内では、総合設計制度を適用しないことを、要望致します。

なお、さいたま市総合設計制度許可取扱基準には、都市計画等において定められた高度利用地区、地区計画、区画整理等の区域内では、総合設計制度を適用しないとあります。

川越市におかれましても、市の地域特性を図りつつ総合設計制度を有効活用するため、早急に許可要綱や運用基準を作成し、運用されることが望まれます。具体的運用にあたっては、個別事例ごとの敷地周囲の土地利用状況、地域の特殊性等を総合的に判断し、適正に運用して頂きたいお願い致します。

特別委員会



一〇〇条調査特別委員会

今定例会第一日（十一月三十日）に、これまで六日間にわたり調査を行ってきた市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会の調査の経過と状況について、委員長報告が行われました。

第一回は十月四日に開催され、正副委員長の互選について行われ委員長に中原秀久議員、副委員長に荻窪一郎議員が選出されました。

第二回は十月十七日に開催され、小暮浩元職員の参考人出席要求の他、説明員に対する質疑や資料要求等が行われました。

第三回は十月十九日に開催され、前回出席要求した小暮浩参考人の欠席報告、また同氏の証人出頭請求の他、説明員に対する質疑や資料要求等が行われました。

第四回は十一月一日に行われ、小暮浩氏への証人尋問、

倉内会計事務所の倉内一郎氏及び大仲登氏への参考人質疑の他、説明員に対する質疑や資料要求等が行われました。

第五回は十一月六日に開催され、財団職員への参考人質疑の他、説明員に対する質疑等が行われました。

第六回は十一月十五日に開催され、元財団職員への参考人質疑、調査経費の追加についての議決の他、説明員に対する質疑や資料要求等が行われました。

六回の委員会を通して、現時点として判明した事項について、以下の指摘がされました。

事件の発生原因として、

一、経理事務がほぼ一人の職員に任されていた。

二、現金処理にあたり複数チェックが行われていなかった。

三、社会保険料や協会職員への給料支払いが振込みではなく、長い期間現金で支払われており、経理担当者が現金を扱う機会が多くあった。

四、七年間の長期にわたり、担当者が変わることなく一人に任されていた。

五、市の業務と財団の業務が入り込み、あいまいな対応がなされていた。

六、財団の補正予算が無断で組まれ執行されていた。

また、市の対応として、

一、事件発生を確認してから、協会、市の組織ともに元職員に対する処分や処遇への対応が速やかになされず、

長期間年次有給休暇や夏季休暇などの取得を放置した。

二、市の元職員の起こした事件にもかかわらず市の初動対応がとられず、庁議や部長会議など組織的な対応が遅れた。



市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会の調査経費の追加についての決議

—原案可決—

市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会の調査経費を166万円追加し、386万円以内とする。

右、決議する。

との内容で、提出者中原秀久議員、賛成者荻窪一郎議員ほか8名の議員により提案されました。

決算特別委員会

▽平成十七年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど十三決算

一 認定

平成十八年九月一日開会の

市議会第四回定例会において、継続審査となっていた平成十七年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど十一決算及び、平成十七年度川越市水道事業会計決算認定につ

いて並びに平成十七年度川越市公共下水道事業会計決算認定については、閉会中に付託された委員会で、八日間にわたり審査いたしました。今定例会第一日（十一月三十日）にその審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、各決算は認定されました。



地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会は、平成十八年九月一日開会の市議会第四回定例会において、継続審査となっていた付議事件について、三日間にわたり審査いたしました。今定例会第一日（十一月三十日）に、その審査の経過と結果について委員長報告が行われ、審議の結果、「継続審査」とすることに決定いたしました。